

厚生労働大臣が定める揭示事項

○ 保険医療機関であることの揭示

健康保険法をはじめとする医療保険各法の規定により厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。

○ 施設基準等に係る届出事項

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・ 別添 1 の「第 9」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 別添 1 の「第 9」の 2 の（5）に規定する在宅療養実績加算 2
- ・ 在宅時医学総管理料及び施設入居時等医学総管理料

○ 明細書発行体制等加算

算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。

○ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤・検査等の名称が記載されていますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

○ 電子的診療情報連携体制整備加算 3

- ・ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しています。

○ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

※特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の 2 分の 1 である 20 円を、通常の 1～3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- ・ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・ 端数処理の関係などで特別の料金が 2 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。
- ・ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

○ 生活習慣病管理料

患者さんの状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することができます。

○ 特定疾患療養管理料

患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することができます。

○ 一般名処方加算

医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明しています。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

○ 保険外負担に関する事項

以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

・ 診断書(当院所定様式)	2,200 円(税込)
・ 診断書(簡単なもの)	2,200 円(税込)
・ 通院証明書(簡単なもの)	2,200 円(税込)
・ 通院証明書(生命保険等)	3,300 円(税込)
・ 診断書(自賠責)	6,600 円(税込)
・ 明細書(自賠責)	6,600 円(税込)
・ 身体障害者診断書	5,500 円(税込)
・ 障害年金診断書・後遺症診断書	5,500 円(税込)
・ 難病指定診断書	5,500 円(税込)
・ 成年後見用診断書	11,000 円(税込)
・ 受診状況等証明書	2,200 円(税込)
・ 死亡診断書(当院所定様式)	2,200 円(税込)
・ 肺炎球菌ワクチン	6,700 円(税込)